

日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

2010年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議は、「核兵器の無い世界の平和と安全を達成する」ことを決意し、「核兵器のない世界を実現、維持するために必要な枠組みを確立すべくすべての加盟国が特別な努力を払うことの必要性を強調する」としました。2015年の核不拡散条約（NPT）再検討会議を前に、今、世界のすべての国の政府と市民社会には、この目標を現実に変えるために協力し、行動することが強く求められてきました。

その後、数年間にわたって日本の被爆者が先頭に立ち、NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）」と連帯し、世界各国の市民と一体になって、核兵器廃絶と禁止を訴え続けて来た結果、2017年7月7日に国連で「核兵器禁止条約」加盟国の三分の二の122カ国の賛同を得て採択されました。また、同じ年の10月6日に核兵器禁止条約の制定への貢献が評価され、ICANがノーベル平和賞を受賞されました。続いて核兵器禁止条約の署名と批准が、同じ年の9月20日から国連本部で始まり、初日だけで50カ国が署名と批准をしました。

さらに11月10日、ローマ法王庁が開いた国際会議「核兵器のない世界と統合的軍縮への展望」では、核兵器禁止条約をめぐる画期的意義、核兵器の非人道性、世界の貧困克服など開発問題との関連など、様々な角度から議論を開いたしました。

このように国際社会は、核兵器禁止の機運が高まり大きく変化してきています。しかし、過去に米ロ間の合意を含め、一定数の核兵器が削減されたとはいえ、世界にはなお1万5千数発の核兵器が貯蔵・配備され、他方では朝鮮半島をめぐる現在の緊張に見られるように、新たな核開発の動きが続いている。意図的であれ偶発的なものであれ、核兵器が使われる危険は現実に存在しています。

この状態を開拓し核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外に方法はないと考えます。また、世界で唯一国民が核の惨禍を体験した日本には、核兵器の非人道性を訴え、全面禁止を主張する道義的根拠と重い責任があると考えます。

今、核兵器禁止の機運が高まっている機会に、核兵器を持つわずかな数の国が決断すれば、核兵器全面禁止の必要を一致して確認できることと思います。この決断と行動を遅らせるることは、第2、第3のヒロシマ・ナガサキにつながる危険を放置することになります。

さらに、北朝鮮の核開発をめぐって軍事的緊張が高まっているなかで、国際紛争の解決手段としての武力行使と威嚇を憲法で放棄している日本が、核兵器禁止条約に署名と批准を行えば、朝鮮半島の非核化、日本と東アジアの平和と安全を促進するうえでもきわめて重要であります。

これらのことから、日本政府が核兵器禁止条約に署名と批准する行動を速やかにとることを要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣 宛

千葉県我孫子市議会